ミミ= MIMI の会　会則

ミミ = MIMI、More Information, More Improvement for Corporate Governance

（耳、人の話をよく聞く）

第1条　（名称）

本会の名称をミミ= MIMI の会（More Information, More Improvement for Corporate Governance）とし、略称をミミの会とする。

第2条　（目的）

コーポレート・ガバナンスに職務として関わる、または興味を有する如水会員へ広く下記の機会を提供し、知見の向上に資することを目的とする。

⑴ コーポレート・ガバナンスに関わる有益な情報提供の場

⑵ 相互研鑽の場

⑶ 会員相互の親睦の場

なお、コーポレート・ガバナンスに職務として関わる会員とは、監査役・監査委員・監査等委員、取締役・執行役・執行役員、財団・独法の監事、内部監査部門・役員会運営部門・法務部門等の職員、投資サイドでスチュワードシップ責任を担う役員・職員、を指す。

第3条　（会員資格）

⑴ 上記第2条に賛同する如水会員

⑵ ミミの会の会員が推薦する如水会員以外の上記第2条に賛同する参加希望者で本会会長の承認を得た者（客員会員）

⑶ なお、会の運営を乱す行為が見られた会員は本会会長の判断で退会させることができる。また、第 11 条（2）（3）を適切に行わない結果、役員からの連絡が1年間に亘り不達あるいは不達であると推測される会員は本会会長の判断で退会したものと見做す。

第4条　（役員）

本会に下記の役員を置く。

⑴ 会長-1 名、副会長-若干名

⑵ 事務局長 1-名、事務局長代理-若干名

⑶ 会計監事-1 名以上

2. 前項に加え、各年度の連絡窓口として年度幹事若干名を置く。

第5条　（役員の任期）

役員の任期は特に定めない。

第6条　（総会）

毎年原則として、1月、7月に親睦の目的を兼ねた総会を開く。

第7条　（総会決議事項）

次の事項は、総会決議事項とする。

⑴ 役員の選任
⑵ 会則の改廃

第8条　（総会決議の定足数と議決）

（1） 総会の定足数を会員総数の 4 分の 1 とし、出席者数の過半数をもって議決する。
（2） 総会における議決権は他の会員に委任することができる。

第9条　（会費）

⑴ 入会金及び年会費は当分の間徴収しない。
⑵ 事業実施の際には、事前振込みで事業会費を徴収する。
⑶ 会合出席届を出し、欠席となる場合、出席申込期限日以前に欠席に変更した会員へは会費を返金する（振込手数料は会員負担）。出席申込期限日後に欠席に変更もしくは連絡なく欠席した会員へは会費は返金しない。

第10条　（例会）

第6条の総会のほか下記の会合を開催する。
⑴ 第2条の目的に適う研究会
⑵ 懇親会

第11条　（会員の義務）

⑴ 会員は、コーポレート・ガバナンスの知見向上のため積極的に当会の運営に参加・協力する。
⑵ 会員は、住所、勤務先、Eメールアドレスなど連絡先に異動ある場合は、遅滞なく届出る。
⑶ 会員は、第6条の総会及び第10条の研究会、懇親会の案内に対しては、出欠等の回答を遅滞なく行う。

【制定】平成7年7月3日、【改正】平成 9 年 1 月 9 日、9 年 7 月 18 日、10 年 1 月 9 日、11 年 7 月 23 日、15 年 1 月 10 日、15 年 7 月 10 日、16 年 1 月 9 日、18 年 1 月 13 日、20 年 1 月 11 日、20 年 7 月 3 日、27 年 1 月 9 日、令和 7 年 1 月 16 日、令和 8 年 7 月 2 日

附則　本会の旧名称は「監査役懇話会」であり、第1条に定める本会の名称は令和7年1月16日に
第 1 条　改正するものとする。